

各支給認定保護者の皆様

新潟認定こども園

令和3年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和3年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額(別紙参照)から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

(参考)「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・ 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)に基づく施設型給付費等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます)。
- ・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成 26 年内閣府令第 39 号)第 14 条第 1 項(第 50 条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和3年度の実績を御報告するものです。
(あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません)

新潟認定こども園 設置者様

新潟市役所保育課

令和3年度の公定価格の額について

貴施設(事業)における令和3年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。これをもとに、各支給認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

(※)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっています。

〈各月ごとの年齢別の公定価格の額〉

■教育標準時間認定児童(1号認定児童)

単位:円

	満3歳児	3歳児	4歳以上児
4月	202,760	202,760	186,370
5月	202,760	202,760	186,370
6月	246,900	197,300	180,910
7月	245,560	195,960	179,570
8月	244,390	194,790	178,400
9月	244,390	194,790	178,400
10月	243,360	193,760	177,370
11月	243,360	193,760	177,370
12月	243,360	193,760	177,370
1月	243,550	185,660	177,370
2月	243,360	193,760	177,370
3月	252,720	203,120	186,730

■保育認定児童(2号3号認定児童)

単位:円

	0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	205,790	199,690	124,850	118,750	81,260	75,160	65,380	59,280
5月	205,820	199,720	124,880	118,780	81,290	75,190	65,410	59,310
6月	205,820	199,720	124,880	118,780	81,290	75,190	65,410	59,310
7月	205,760	199,660	124,820	118,720	81,230	75,130	65,350	59,250
8月	205,700	199,600	124,760	118,660	81,170	75,070	65,290	59,190
9月	205,610	199,510	124,670	118,570	81,080	74,980	65,200	59,100
10月	205,640	199,540	124,700	118,600	81,110	75,010	65,230	59,130
11月	205,610	199,510	124,670	118,570	81,080	74,980	65,200	59,100
12月	205,610	199,510	124,670	118,570	81,080	74,980	65,200	59,100
1月	205,590	199,490	124,650	118,550	73,120	67,020	65,180	59,080
2月	205,560	199,460	124,620	118,520	81,030	74,930	65,150	59,050
3月	223,680	217,580	142,740	136,640	99,150	93,050	83,270	77,170

(注)上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍回数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。

(注)副食費徴収免除対象者については、1号認定児童は別途225×実施日数(20を超える場合には20)、2号認定児童は別途4,500を追加。